

## 令和6年度 学校水泳・連合音楽会・学習発表会バス送迎業務委託仕様書

1 事業の名称 令和6年度学校水泳・連合音楽会・学習発表会バス送迎業務委託事業

2 事業の目的

岸和田市が設置している公立小学校のうち八木南小学校、八木南幼稚園、光明小学校、光明幼稚園、常盤小学校、常盤幼稚園における水泳指導と山滝中学校、土生中学校、久米田中学校、桜台中学校、山直中学校、葛城中学校、天神山小学校、修斉小学校、城北小学校、八木小学校、光明小学校、城東小学校、大宮小学校の連合音楽会、及び市内小学校支援学級在籍児童の学習発表会について、業務委託することにより移動手段を確保し、当該校園における行事を円滑に行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 業務内容

(1) バスの手配

ア 別紙「実施予定一覧表」のとおり、想定乗車人数を輸送することができる大型バス（60人乗り）、並びにリフト付き大型バスを手配すること。

イ 学校都合により利用日や行程、バス台数の増加について変更する場合は、利用日の14日前までに学校及び委託者から受託者に連絡する。受託者及び学校で協議の上、日程調整を行うものとする。この場合において変更に関わる増額費用は委託者負担とする

ウ 乗降場所については、利用日の14日前までに学校から受託者に連絡する。

エ ガイド・添乗員は必要としない。

(2) バスの運行管理

ア 利用日の当日は、乗降場所に遅参なくバスを配車すること。

また、やむを得ない事情により配車時刻及び乗降場所を変更する場合は、すみやかに学校及び委託者に連絡すること。

イ 運行中のバスに異常が生じた場合は、学校及び委託者と連絡調整の上、短時間で代替のバスを手配できる体制を整えること。

ウ 運行日毎に、出庫から帰庫までに要した時間及び走行距離を記録すること。

(3) 業務報告

受託者は、全ての事業終了後に、上記（2）-ウの運行記録を以って運行状況をまとめ、すみやかに完了届を作成し、委託者に提出すること。

5 安全管理、事故処理及び損害賠償について

(1) バスの運行にあたっては、安全を第一とし、責任を持って業務を遂行すること。

(2) バスの運行時における事故の処理及びその損害賠償については、その一切の責

任を受託者が負うものとする。

## 6 委託料の支払い及び請求

委託料の支払いは学校水泳、連合音楽会、学習発表会でそれぞれ履行後、受託者が学校水泳、連合音楽会、学習発表会ごとの請求書を発行し、教育委員会は請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

## 7 特記事項

(1) 見積り金額の算定方法については、令和 5 年 10 月 12 日国土交通省近畿運輸局公示の「一般貸切旅客自動車運送事業の変更命令の審査を必要としない運賃・料金の額の範囲」に基づくものであること。

(2) キャンセル料については天候等により、運送業務を実施しないと学校及び委託者が定めたときは、バスの運行は実施しないものとする。この場合は、「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（国土交通省告示第 1405 号 令和 2 年 11 月 27 日）」の第 15 条を参考に、次の区分によりキャンセル料を支払うものとする。

- ・配車日の 14 日前から 8 日前までは、契約金額（一部未実施の場合はその車両分の 20% に相当する額
- ・配車日の 7 日前から配車日時の 2 日前までは、契約金額（一部未実施の場合はその車両分）の 30% に相当する額
- ・配車日時の前日は、契約金額（一部未実施の場合はその車両分）の 50% に相当する額
- ・配車日時当日は、契約金額（一部未実施の場合はその車両分）の 100% に相当する額

(3) 関係法令を遵守すること。

(4) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(5) 本業務で知り得た情報については、他者に漏れることの無いよう責任を持って管理すること。

(6) 感染症など拡大防止のため、バス車内の十分な換気や消毒等の対策を講じること。

(7) 本業務の内容、実施について疑義が生じた場合は、委託者と十分協議し、その指示に従うこと。

(8) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。